

## 植物レッドリスト部分改訂(2018)解説資料の説明

本資料は 2018 年版部分改訂レッドリスト掲載種の現状と絶滅のおそれの要因について解説したものである。解説資料は 2012 年版レッドデータブックからの評価変更種を対象としたものと、今回新規にレッドリストに加えられた種を対象としたものの 2 種類が作成された。

解説資料の科名、及び上位の分類群の取り扱いには基本的に Flora of Japan に従い、2012 年レッドリストと統一を図った。詳細については 2012 年版レッドデータブックの調査方法を参照されたい。解説資料の各項目についても、記述要領は 2012 年版レッドデータブックに準拠したが、改めて解説が必要な項目については、以下に詳述する。

- ・主な危険要因: 調査地点においてその植物の減少に影響を与えていると考えられる事象を 22 の選択肢から最大 3 項目を記入した。選択肢中「土地造成」には駐車場や宅地の造成のほか、大規模農地の造成や別荘地・スキー場、ゴルフ場以外のリゾート施設用地の造成などの大規模開発、太陽光発電施設立地のための造成を含む。「管理放棄」は、二次林や草地、水田のように人為により維持管理された環境に生育するものが管理を中止したために遷移が進行することを指し、「自然遷移」は河川敷や崩壊地などの自然裸地や高山草原など、人の管理がなかった生態系が遷移によって森林化やササ群落などに変化することを指し、自然災害による攪乱や植生の退行は「その他」に含めた。また、危険要因について特記事項がある場合は、本項目の 2 行目以降に記述した。
- ・適用基準: 現存生育地のうち半数以上で個体数が調査されたか推定可能な種について IUCN (2001) の基準に従って定量評価を行った。評価に用いた減少率は初版レッドデータブック発行時以降の株数の平均減少率と生育地点の減少率のうち高い方の値を用いた。減少率を評価の基準に用いた種は、過去 10 年間の減少率のまま将来にわたって推移し、また、減少率不明の産地は種の平均減少率で推移すると仮定し、生育地のごとの最新の株数と減少率からその種の 10 年、25 年後、100 年後の推定予測株数を算出した。株数の予測が可能な種はこの方法で求めた予測株数と環境庁 (2001) の ACD 基準で用いた予測株数を比較して評価を行い、本書では便宜上 ACD 基準による判定とした (この方法はシミュレーションソフトを用いて個体数を予測した環境庁 (2001) の方法と異なるため、厳密な意味では ACD 基準とは言えないが、環境庁 (2001) の ACD 基準の基準値を用い、予測値に基づくものであるため、便宜上 ACD 基準の名称を用いた)。ただし過去に大量盗掘にあった場合や、A 基準または C 基準を単独で用いた場合、ACD 基準よりも絶滅リスクが高いランクに判定された場合、両者の妥当性を検証し A 基準または C 基準で評価した種もある。新規種など個体数増減に関するデータが乏しい種については、D 基準 (単純に株数に基づく基準) を適用した。さらに現存生育地のうち半数未満でしか個体数の計数または推定が行えなかった種については定性評価を行った。なお、絶滅危惧 II 類 (VU) の定量評価の基準を満たさない場合は一律準絶滅危惧 (NT) とした。準絶滅危惧には定量評価に係る数値基準がないため、株数と減少率に基づいて計算を行った場合も定性評価扱いとした。

・県内の分布状況：2012年版レッドデータブックと同じく群馬県内を利根、吾妻、中部、西部、東部の5地区に区分し、それぞれについて生存(○)、現状不明(△)、絶滅(×)、記録なし(空欄)に区分した。なお、現状不明は過去の標本または文献記録があり、今回の調査や近年の公式な調査で記録がない状態を指す。伝聞情報やインターネット上の情報があっても過去の標本や文献記録がない場合や、確実にその種が存在する証拠が示されない場合は分布なしとした。5地域区分の所属する市町村は以下の通りである。

- ・利根：沼田市、利根郡(みなかみ町、片品村、川場村、昭和村)
- ・吾妻：吾妻郡(中之条町、東吾妻町、長野原町、草津町、高山村、嬭恋村)
- ・中部：前橋市、渋川市、伊勢崎市、北群馬郡(吉岡町、榛東村)、佐波郡(玉村町)
- ・西部：高崎市、安中市、富岡市、藤岡市、甘楽郡(甘楽町、下仁田町、南牧村)、多野郡(神流町、上野村)
- ・東部：太田市、館林市、桐生市、みどり市、邑楽郡(邑楽町、大泉町、千代田町、明和町、板倉町)